

令和 6 年 6 月 23 日現在

機関番号：33305

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2022～2023

課題番号：22K20036

研究課題名（和文）平安時代中期の詔に関する基礎的研究

研究課題名（英文）Basic research on the imperial edicts of the mid-Heian period

研究代表者

出口 誠（Deguchi, Makoto）

金沢学院大学・文学部・講師

研究者番号：60964202

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,200,000円

研究成果の概要（和文）：平安時代中期の詔を検討することにより、起草に際して中国唐代の詔を参照することがあること。白居易の漢詩文を典拠として引用するなど、特有の表現性がみられること。の2点を明らかにした。これらは学会発表しており、今後成稿を期したい。一方で、詔の文体に関しては、より比較的な観点から検討を加えることを、今後の課題としたい。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、平安時代中期の詔（天皇が発する命令のうち、とくに重大な事に際して発出されるもの）のうち、漢文のものを検討する。漢文詔は、従来は歴史学の中で検討されてきたが、文学研究の方法で表現を精査することにより、文体・表現に注目して掘り下げるといった特徴がある。このことにより、詔が発せられた背景を探るとともに、中国の詔と比較して文体的な特徴の位置づけを図るものである。

研究成果の概要（英文）：By examining the imperial edicts from the mid-Heian period, two points were clarified: (1) the drafting process sometimes referenced Chinese Tang dynasty edicts, and (2) unique expressions were observed, such as citations using Bai Juyi's Chinese poetry. These findings have been presented at academic conferences, and I hope to publish them in the future. On the other hand, a more comparative analysis of the style of these edicts remains a subject for future research.

研究分野：和漢比較文学

キーワード：詔 和漢比較文学 平安朝漢文学

## 1. 研究開始当初の背景

従来、詔は日本史研究における史料として認識されることが多く、「いつ、何が決定されたか」という外形的事実の認定に重きが置かれていた。一方で近年、こうした公的な文章を再評価しようとする機運が高まってきた。つまり、「文学」という近代的概念に囚われず、東アジアにおいて多層的な含意をもった「文」の一種として再読しようというものである。

とくに古代日本における「文」は、魏・曹丕の「文章は経国の大業」という理念のもとに、儒教的な国家理念を表明し、その実現へと働きかけるものであった。そこで、詔についても、多くの場合は紀伝道文人が起草していたため、彼らがどのように天皇の「みこと」を紡ぎ、理想の国家像を描き出していたのかを明らかにしたいと考えた。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、以下の2点である。古代東アジアという視座から日中の詔を比較し、平安時代中期の詔を位置づける。平安朝漢詩文における詔を、個別的・総体的に、表現と思想の両面から考察する。詔は、改元などの国家の重大事に際し、天皇が命令を発布するものである。そのため詔は、理想の国家像を規定する内容と、対外的に誇れるような文章が求められた、日本漢文の中で最も重要な文体の一つと言える。

とくに古代日本における「文」は、魏・曹丕の「文章は経国の大業」という理念のもとに、儒教的な国家理念を表明し、その実現へと働きかけるものであった。そこで詔はどのように天皇の「みこと」を紡ぎ、理想の国家像を描き出していたのかを明らかにする。

## 3. 研究の方法

本研究では『本朝文粹』所収の詔を検討対象にする。『本朝文粹』は、平安時代の漢詩文について文体ごとに秀作を撰録したもので、詔については平安時代中期に当たる943年から993年にかけての計6首が収載されている。具体的には、これらの一語一語を注釈的に精読するとともに、朝廷事情や社会情勢などの外部事実にも目を配り、各々の詔の位置づけと特徴の把握を行う。

## 4. 研究成果

### (1) 追復の詔に係る検討

菅原文時「二条前後復本位詔」(『本朝文粹』巻二[四八])は、朱雀朝の天慶六(九四三)年に発布された、藤原高子を皇太后に追復する詔である。藤原高子は元慶六(八八二)年に皇太后となったが、寛平八(八九六)年に廃されると、延喜十(九一〇)年に没していた。この詔をめぐるのは、これまでも角田文衛「藤原高子の生涯」(『王朝の映像 平安時代史の研究』東京堂出版、一九七〇)をはじめとする藤原高子の伝記的研究のなかで論じられてきており、広く知られた史料であると言える。さらに高子の復位に関しては、『古今集』や『伊勢物語』における「二条后」という表記をめぐる問題の中で言及されることも多かった。しかし、これまでに詔の本文についての専論はなく、「復位されるに至った理由は巧みに隠蔽されている」(前掲角田論文)などと指摘されるにとどまっている。そこで本研究では、まずは詔の本文に訳注を施して精読を試みた。

さらに死後の復位(追復)という行為に着目することにより、この詔の位置づけを目指した。具体的には、延喜二十三(九二三)年の菅原道真に対する追復の詔や、『唐大詔令集』中の追復の詔と比較することによって、この復位の性格や、復位以前の高子の立場を検討するとともに、追復に際して発される詔としての文体的特徴を把握することを図った。

目下、文体的特徴を把握するための補充調査を行っており、早急な論文化を目指している。

### (2) 意見封事の詔に係る検討

慶滋保胤は、のちに内記入道と呼ばれたように、大内記としての活動が知られる。大内記の職務として詔を起草したが、『本朝文粹』には永観元年から翌年にかけて起草した二首(「改元詔」と「令上封事詔」)がとられている。本研究では、その二首を精読することで、詔における内容と表現との関係性を探ろうと試みた。

「改元詔」は天元から永観への改元を命じるもので、はじめに「休祥」・「災変」によって元号を改めるといふ改元の性質を説明したのち、今回が「災変」による改元であることを説く内容と

なっている。そのためか、改元にまつわる漢故事や經書をもとにした記述が目立つ。

一方で「令上封事詔」は、「水旱之災」などにより「倉廩已竭、田園自荒」になったとして、臣下に諫言を募るといふ論旨である。ただし「令上封事詔」においては、意見封事を募るにいたった事情の比重は軽い。両詔が一年余りしか隔たっていないことを考慮すれば、「改元詔」の言うところの「災変」といふ状況が大きく変わることはなかろうが、「改元詔」においては「災変」に重点が置かれていたところ、「令上封事詔」に至っては諫言に重点が移っていることになる。そして、この詔の特徴として『国語』および『白氏文集』の策林に多くを依拠していることが挙げられる。単なる表現を超えて、意見封事の効用というもっとも核心的な部分に、この両書を引用しているのである。

「令上封事詔」は、全編にわたって複数の策林を参照し引用している。これは、みづからを「諫官」と称した白居易こそが、諫言を募るといふ趣旨によく合致すると考えたからであろう。そのうえで、紀伝道文人である慶滋保胤にとっては自然な発想であったことと、部分的ではあっても花山朝の国家運営において白居易の思想を取り入れようとした事例であることとを指摘すした。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 出口誠
2. 発表標題 菅原文時「二条前後復本位詔」初探
3. 学会等名 北陸古典研究会2022年度下半期研究発表会（招待講演）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 出口誠
2. 発表標題 慶滋保胤の二首の詔をめぐって 「改元詔」と「令上封事詔」と
3. 学会等名 和漢比較文学会第156回例会（東部）
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------